

任意収入補償保険 【団体長期障害所得補償保険】 (GLTD=Group Long Term Disability)

引受幹事保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

意向確認欄

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

・長期就業障害時の収入補償

チェック欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- 補償内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された口数・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険の概要

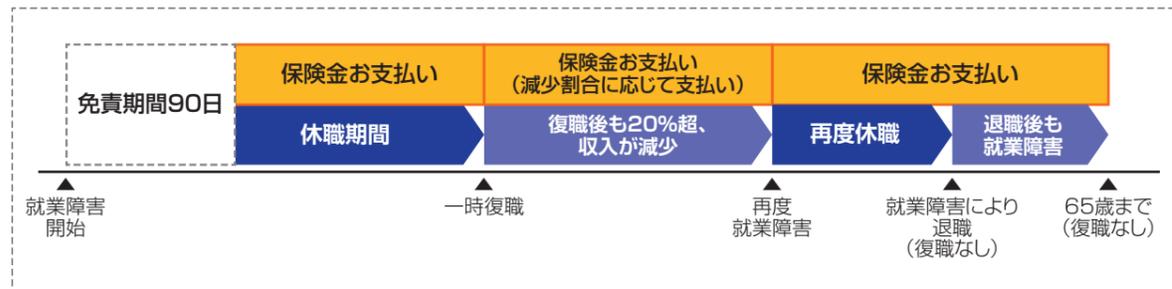
「ケガや病気」で就業障害となり長期間働けなくなった場合の収入の減少を最長65歳まで補償する保険です。

全国町村等職員にとって、ケガや病気により長期間働けなくなり職場復帰できない状態が続けば、収入は減少し、ご本人・ご家族は生活費、ローン返済等さまざまな出費に困窮します。「任意収入補償保険」は、全国町村等職員がケガや病気により就業できなくなったとき、公的給付等だけでは補えない所得の喪失を最長65歳まで長期間にわたり補償する保険です。

この保険の特徴

一部復職後や退職後も補償

就業障害により退職となった場合、働けない状態が続く限り、補償は継続されます。(最長65歳まで)
また、職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して(最長65歳まで)補償します(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません)。
* 休職期間中であっても、団体構成員である限りご契約を継続することはできますが、退職後はご契約の継続はできません。ただしご契約を継続しない場合でも、保険期間中の事故については支払条件が満たされる限り保険金はお支払いします。



業務中、業務外、国内外問わず補償

業務中はもちろん、レジャー中および海外旅行中等の偶発的な事故や病気による就業障害も24時間補償します。入院中だけでなく、医師の指示による在宅療養・リハビリ中でも、保険金のお支払い条件を満たす場合は補償の対象となります。

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で65歳まで所得を補償します。
* てん補期間は65歳に達した日*までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。
*65歳に達した日とは、65歳の誕生日の前日をいいます。

精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します(精神障害補償特約セット)。

うつ病から復職後に、同一の身体障害により、再び就業障害となった場合の取扱い(精神障害補償特約)

復職期間が6か月以内の場合は、同一の就業障害とみなします。復職期間が6か月を超える場合は、後の就業障害は新たな就業障害とみなし、新たに免責期間(90日)およびてん補期間(最長24か月)を適用します。

例) うつ病による就業障害が免責期間(90日)経過後、24か月継続し保険金がお支払されました。症状が回復し復職したものの、7か月後に再びうつ病を発症し就業障害となりました。



天災によって被ったケガも補償

地震、噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(天災危険補償特約セット)。

妊娠に伴う障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)。*女性のみセットされています。

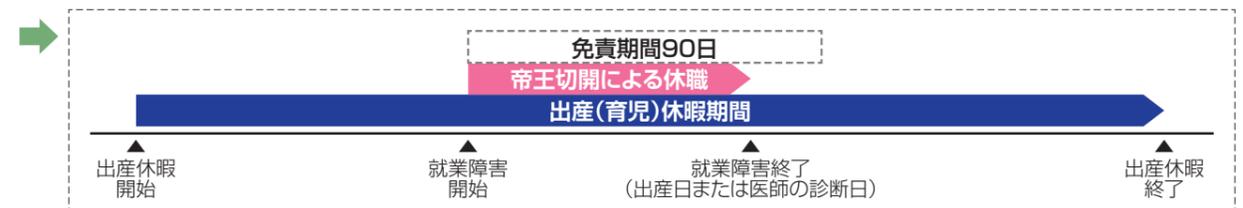
出産(育児)休暇取得期間に就業障害となった場合の取扱い(妊娠に伴う身体障害補償特約)

出産(育児)休暇取得期間中であっても、医師により身体障害による就業障害と診断された場合は診断日が就業障害開始日とみなします。

例1) 出産休暇取得後に妊娠悪阻(つわりが悪化した状態)として診断され、就業障害と診断されました。出産日まで就業障害と医師が診断したため保険金がお支払されました。



例2) 帝王切開手術を行い、出産日まで就業障害と医師が診断しましたが免責期間内に病状が回復したため保険金は支払われませんでした。



* 免責期間中に症状が回復し、身体障害による就業障害でない場合は、育児休暇中などで、出社していなくても復職とみなします。(保険金のお支払いは対象外となります。)

* 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

任意収入補償保険

任意収入補償保険

「働けないリスク」について、考えた事がありますか？

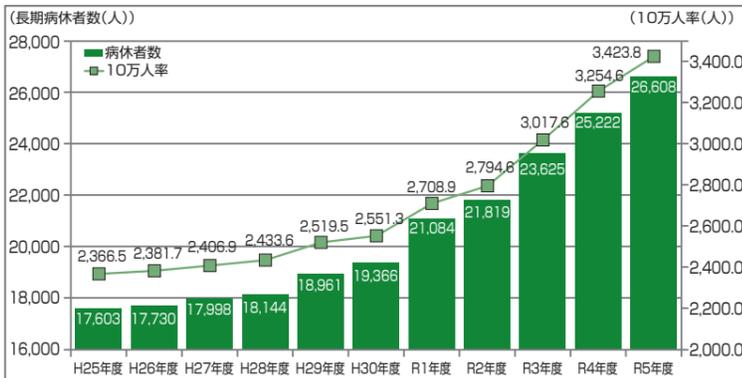
町村等職員の職場は多忙!長期病休者数は増加傾向!

【公務災害認定された精神疾患等の業務負荷の類型別割合】

業務負荷の類別		令和5年度
1.異常な出来事への遭遇		16%
2.仕事の量・質	仕事の内容	3%
	仕事の量(勤務時間の長さ)	36%
	勤務形態	—
3.役割・地位の変化	異動	1%
	昇任	—
4.業務の執行体制		—
5.仕事の失敗、責任問題の発生・対処	仕事の失敗	1%
	不祥事の発生と対処	3%
6.対人関係等の職場環境		33%
7.住民等の公務上での関係		7%
合計		100%

<出典: 地方公務員災害補償基金 令和5年度過労死等の公務災害補償状況について>

【長期病休者数(10万人率)の推移】



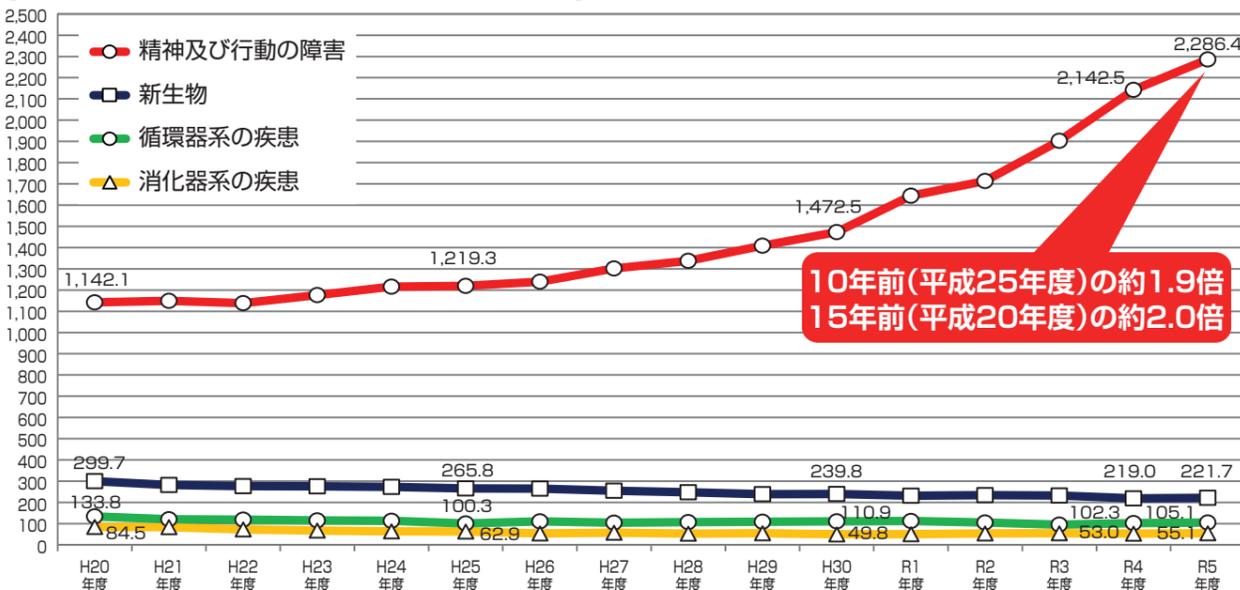
<出典: 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 地方公務員健康状況等の現況(令和5年度)の概要>

地方公務員の
約**100**人に
3.4人が
長期病休中です!

※地方公務員の長期病休者数(令和5年度)は、
26,608人

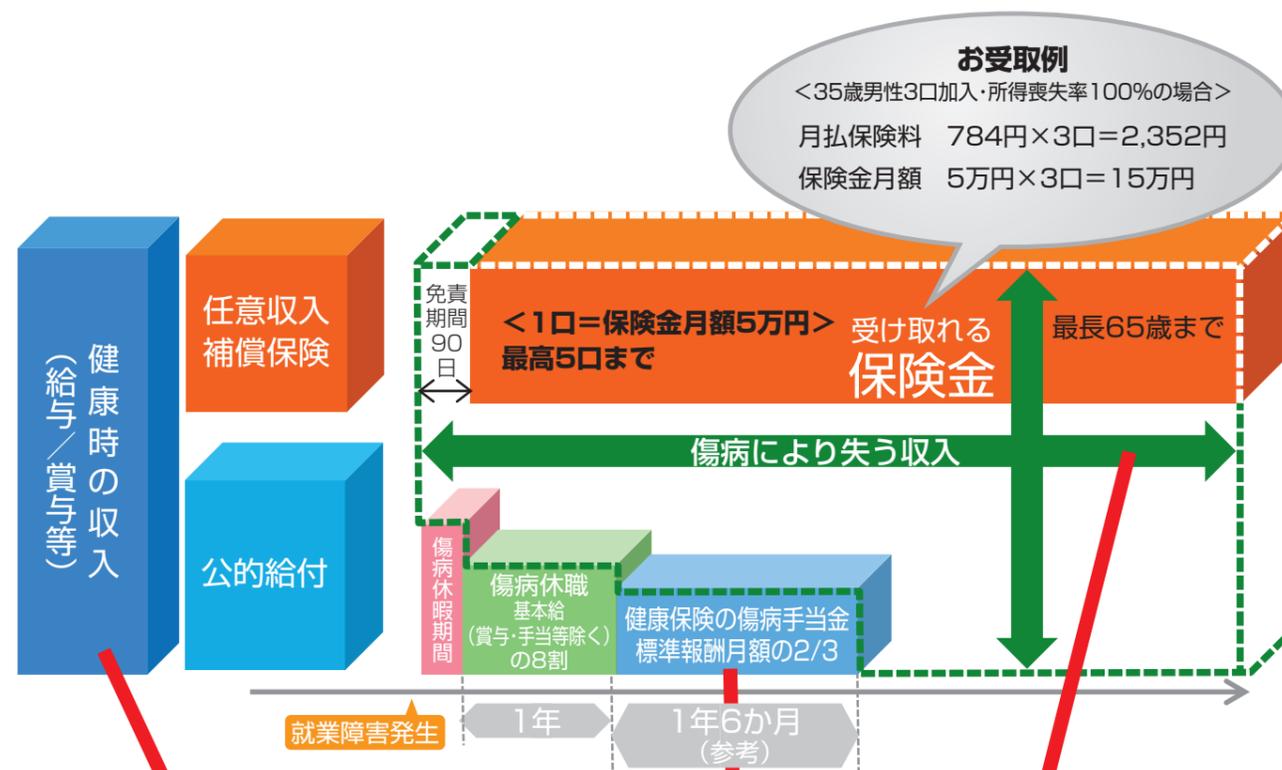
精神及び行動の障害による長期病休者は、毎年、大幅に増加。

【主な疾病分類別の長期病休者率(10万人率)の推移】



<出典: 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 地方公務員健康状況等の現況(令和5年度)の概要>

補償のイメージ図



【参考】毎月の不足する収入額

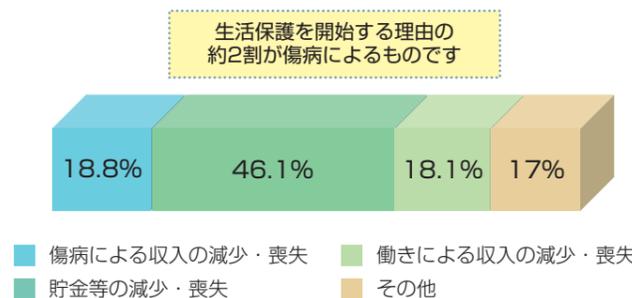
年齢	①平均給料	標準報酬月額(平均給与を参考)	②傷病手当金支給額(標準報酬月額の2/3)	所得喪失額(①-②)	必要最低補償額
25歳	206,117円	273,099円	182,066円	24,051円	3万円
35歳	263,976円	344,062円	229,375円	34,601円	4万円
45歳	362,589円	460,247円	306,831円	55,758円	6万円
55歳	397,326円	495,527円	330,351円	66,975円	7万円

※平均給与額は「令和4年度 地方公務員 給与の実態」から抜粋
※あくまで参考として掲載しておりますので、傷病時の手当てに関しては各団体に確認ください。
※上記①平均給与額には交通費等の手当は含まれません。
※傷病手当金支給額=標準報酬月額×2/3

「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残るまま同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

■生活保護を受ける理由



<出典: 厚生労働省「令和4年度 厚生統計要覧」より引受保険会社作成>

任意収入補償保険

任意収入補償保険

月々の保険料

● 月払保険料表<1口=保険金月額5万円>

《ご加入口数の設定について》

- ◆5口以下で設定してください。
- ◆「口数×5万円×1.2」が年収の50%以下となるよう設定してください。



団体割引
15%適用!

口数	1口		2口		3口		4口		5口	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢										
15～24歳	467円	357円	934円	714円	1,401円	1,071円	1,868円	1,428円	2,335円	1,785円
25～29歳	495円	501円	990円	1,002円	1,485円	1,503円	1,980円	2,004円	2,475円	2,505円
30～34歳	602円	671円	1,204円	1,342円	1,806円	2,013円	2,408円	2,684円	3,010円	3,355円
35～39歳	784円	972円	1,568円	1,944円	2,352円	2,916円	3,136円	3,888円	3,920円	4,860円
40～44歳	1,112円	1,327円	2,224円	2,654円	3,336円	3,981円	4,448円	5,308円	5,560円	6,635円
45～49歳	1,579円	1,867円	3,158円	3,734円	4,737円	5,601円	6,316円	7,468円	7,895円	9,335円
50～54歳	2,093円	2,360円	4,186円	4,720円	6,279円	7,080円	8,372円	9,440円	10,465円	11,800円
55～59歳	2,490円	2,535円	4,980円	5,070円	7,470円	7,605円	9,960円	10,140円	12,450円	12,675円
60～64歳	2,362円	2,163円	4,724円	4,326円	7,086円	6,489円	9,448円	8,652円	11,810円	10,815円

※年齢は令和8年1月1日時点の満年齢です。

※記載の保険料は団体割引15%を適用しています。

※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）、天災危険補償特約をセットしています。

※払い込みいただいた保険料のうち所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。受け取れる保険金は非課税ですので、所得税および住民税の対象となりません。

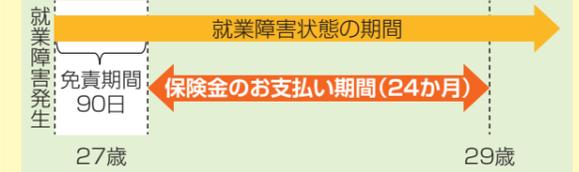
取扱内容

- ◆加入資格 : 町村（一部の市を含む）とその一部事務組合・広域連合および系統町村会に所属する町村長、副町村長、常勤の職員（雇用期間1年以上）で令和8年1月1日において満15歳以上満64歳以下で、告知日時点で正常に勤務されている方。
- ◆お申込方法 : 専用WEBサイトからお申込みいただけます。
- ◆保険期間（ご契約期間） : 令和8年7月1日午後4時より令和9年1月1日午後4時
- ◆保険料払込方法 : 令和8年8月24日より指定口座から引落します。（月払）毎月22日が引落日です（金融機関休業日の場合翌営業日）。
「収納代行会社：株式会社 日本共同システム（略：NKS）」

保険金のお支払事例

Episode.1
自分自身が
精神障害に
なるなんて…

咳が止まらなくなり、内科を受診すると気管支炎との診断。薬を飲んでも症状が治らず、別の病院を受診。心的ストレスが要因であることを指摘され、心療内科を受診。
⇒精神障害による就業障害となってしまった…



任意収入補償保険に加入していると

3口加入の場合 → 毎月15万円お受取り

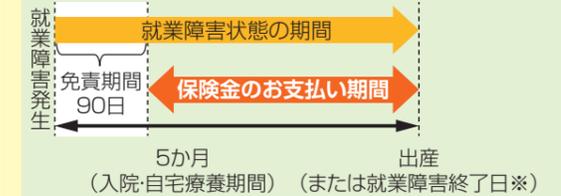
任意収入補償保険での最大受取金額

15万円×24か月＝**360万円**

※精神障害補償特約でのお支払いは、てん補期間が最長24か月のため。

Episode.2
妊娠高血圧
症候群の診断…

妊婦検診を受けた際（出産予定5か月前）、妊娠高血圧症候群の診断。とくに自覚症状はなかったが、要安静、要休業との指示がでた。
⇒出産まで就業障害となってしまった…



任意収入補償保険に加入していると

2口加入の場合 → 毎月10万円お受取り

任意収入補償保険での総受取額

10万円×(5か月－免責期間90日)＝**20万円**

※身体障害による就業障害にかぎりません。

任意収入補償保険のご加入にあたっての注意

任意収入補償保険

- ・ご加入内容の変更・脱退のお申出がない限り、ご継続時の被保険者ご本人の年齢が満64歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率により変更となる場合がありますのでご注意ください。またご加入範囲の年齢を超えた場合にはご継続ができませんのでご了承ください。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ・ご加入の際は、加入申込事項の各項目（生年月日・性別・他の保険契約等の有無など）について正しく入力してください。
- ・事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として入力していただきます。正しく入力しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込事項（生年月日・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

（引受幹事保険会社） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（分担割合76%） 公務部 営業第二課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19日本橋本社ビル9F
TEL:050-3460-0600(平日9:00～17:00)

（非幹事保険会社） 損害保険ジャパン株式会社（分担割合20%）
日本生命保険相互会社（分担割合4%）
※実際に引受けを行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

（取扱代理店） 株式会社千里
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
TEL:03-5157-2388

■このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

■この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

■この保険は全国町村会を被保険者とし、全国の町村職員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

■団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（全国町村会）に交付されます。